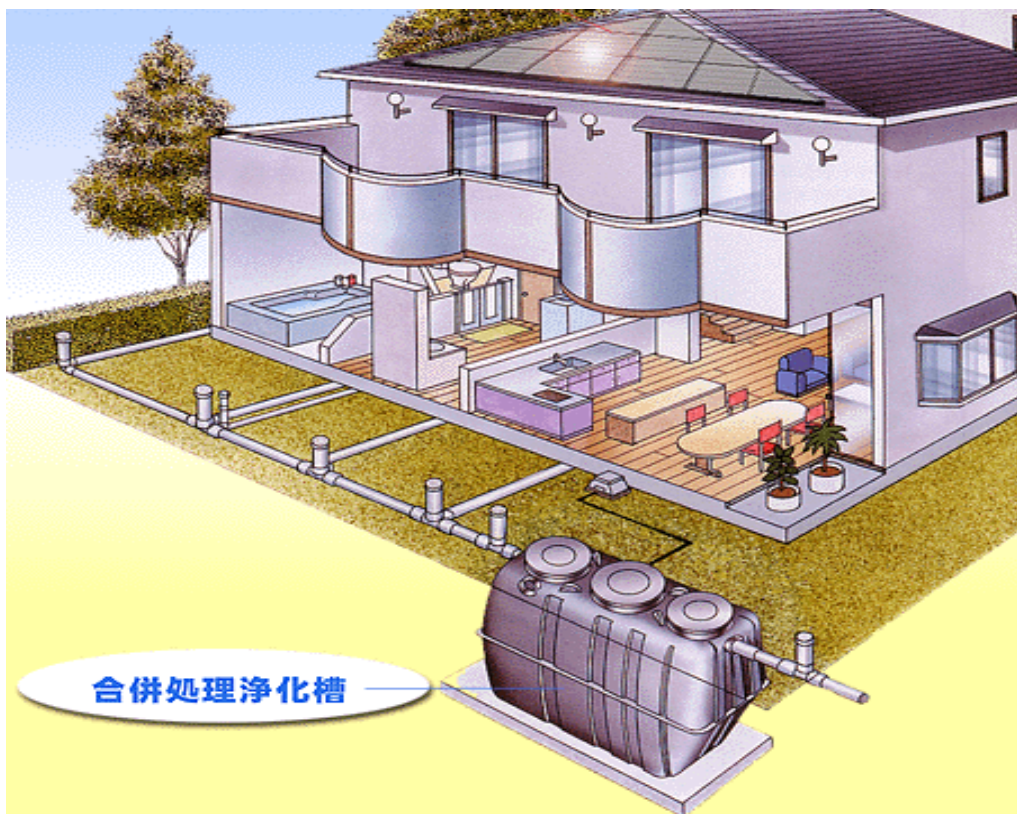


浄化槽市町村整備推進事業 について



令和2年8月改訂

隠岐の島町役場 上下水道課

目 次

1. 浄化槽市町村整備推進事業とは・・・
2. 浄化槽を設置するまでの流れ
3. 浄化槽が設置された後は・・・
4. 隠岐の島町排水設備指定工事店について
5. 受益者分担金について
6. 浄化槽使用料金について

1. 浄化槽市町村整備推進事業とは・・・

『浄化槽市町村整備推進事業』とは、家庭からの生活排水による河川や海などの水質汚濁を防止することを目的としており、集落排水施設や公共下水道施設など（以下、『下水道』とします。）の集合処理施設への接続が地理的要因や経済的要因、またその他の事由により不適と認められる家屋に対し、隠岐の島町が主体となって戸別に浄化槽を設置し、し尿や生活排水などの汚水を処理していくものです。

この事業により浄化槽の整備を行っていく予定の地域は、代、向ヶ丘、長尾田、那久路、苗代田、（郡、小路の一部）、皆市、近石、真杉、伊後、先岬、上元屋、都万目、神尾、津井、釜、大津久、歌木地区としており、現在のところ大津久と歌木地区においては整備を完了しました。また、集合処理によって整備を行う地区にあっても、集合処理施設に接続することが困難な家屋においてはこの事業の対象として浄化槽の整備を行います。

整備された後の浄化槽については町が管理を行い（町が専門業者に管理の委託を行い、汚水が適正に処理されるように維持管理を行います。）、使用者の方々には月々の使用料金を納めていただくこととなります。これは浄化槽以外の下水道を使用される方々と同じ仕組みとなっております。

2. 浄化槽を設置するまでの流れ

町は、浄化槽の設置を希望される家屋の所有者からの申請を受けて浄化槽を設置します。申請の内容を確認し、各家屋に見合った浄化槽の大きさ（人槽）を検討し、それをもとに業者に工事を発注して浄化槽を設置していきます。浄化槽は個人の敷地内に設置されることから、申請にあたっては、浄化槽を設置するのに要する用地について、町に無償で貸付ける事に承諾していただくことが条件となっております。承諾が得られない場合には設置することができません。また浄化槽の設置にあたっては、受益者分担金を納めていただく必要がありますのでご理解ください。後ろに『浄化槽市町村整備推進事業フロー図』、『浄化槽市町村整備推進事業参考図』をつけていますので参考にしてください。

3. 浄化槽が設置された後は・・・

浄化槽が設置された後には宅内の汚水を浄化槽に排出させるための排水管、枳等の排水設備の設置工事を行い、浄化槽を使用していただくこととなります。この排水設備の設置工事については町が指定した『隠岐の島町排水設備指定工事店』でなければ行ってはならないこととなっております。浄化槽の機能を妨げたり、損傷させたりすることがないように、町の規則に合った排水設備の構造にしなければなりませんので、必ずこの指定工事店に工事を依頼してください。

排水設備の工事を行い、浄化槽を使用するようになると毎月使用料金を納めていただくこととなります。この使用料金により町は浄化槽の適正な維持管理を行い、時には破損した部品を修理・交換いたします。（但し、使用されている方の不注意により壊された場合には、使用者の責任で修理していただきますのでご了承ください。）

4. 隠岐の島町排水設備指定工事店について

宅内の排水設備の設置工事は前述したように、町が指定をした『隠岐の島町排水設備指定工事店』でなければ行ってはならないこととなっております。排水設備に関する資格者を有し、施行能力も十分と認められた業者です。これ以外の者によって工事が行われた場合、町の命令でやり直しとなりますので、必ず指定工事店に工事を依頼してください。（指定工事店は4ページの表のとおりです。）

5. 受益者分担金について

浄化槽や下水道などは、使用される方たちだけが恩恵を受ける施設です。このため施設の建設に必要な費用に充てるため、利益を受ける方（受益者：浄化槽、下水道を使用される方）から分担金をいただくこととなっております。

隠岐の島町では浄化槽と下水道の区別なく一律57,000円の受益者分担金を納付いただきます（1回のみ）ので、ご理解をお願い致します。

6. 浄化槽使用料金について

浄化槽の使用料金は、水道の使用量による従量制を採用しています。これは1ヶ月に使用した水道の量をもとに算出するもので、下水道の使用料金も同じ方法で算出しています。

《 料金算定表 》（家庭用）

基本料金	超過料金（1 m ³ 当たり）		
0～8 m ³	9～20 m ³	21～40 m ³	41 m ³ ～
1,016 円	236 円	257 円	283 円

使用量	月額料金	使用量	月額料金	使用量	月額料金
～8 m ³	1,016	24	4,876	40	8,988
9	1,252	25	5,133	41	9,271
10	1,488	26	5,390	42	9,554
11	1,724	27	5,647	43	9,837
12	1,960	28	5,904	44	10,120
13	2,196	29	6,161	45	10,403
14	2,432	30	6,418	46	10,686
15	2,668	31	6,675	47	10,969
16	2,904	32	6,932	48	11,252
17	3,140	33	7,189	49	11,535
18	3,376	34	7,446	50	11,818
19	3,612	35	7,703	51	12,101
20	3,848	36	7,960	52	12,384
21	4,084	37	8,217	53	12,667
22	4,320	38	8,474	54	12,950
23	4,556	39	8,731	55	13,233

※浄化槽の使用に係る電気代は、お客様に負担していただきますが、

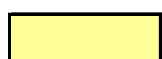
毎月の浄化槽使用料金から、電気代相当分として下記の金額を割引きます。

5人槽…700円、7人槽・10人槽…800円

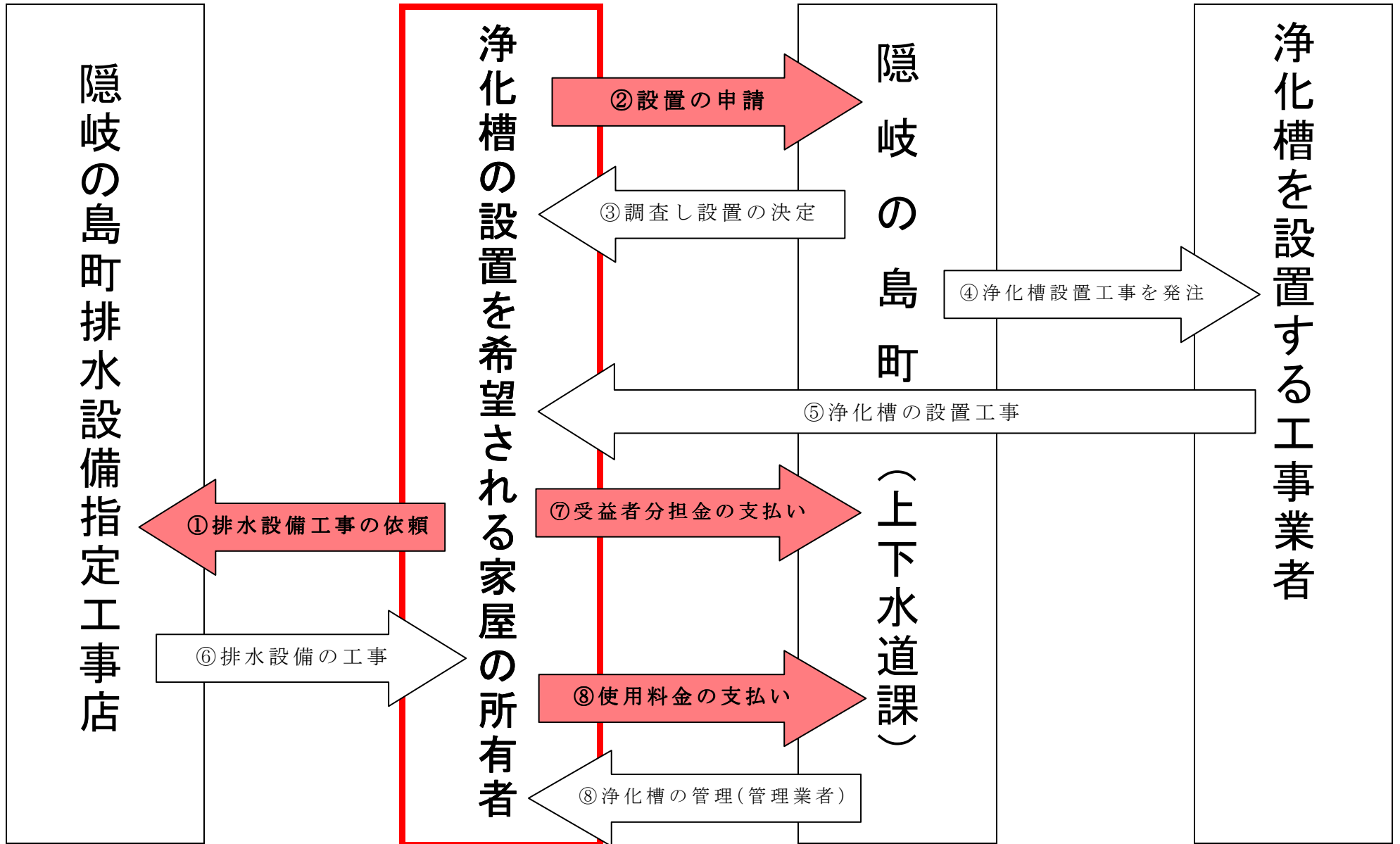
（人槽とは、浄化槽の大きさのことです。）

◆◆◆排水設備指定工事店一覧（令和2年4月1日現在）◆◆◆

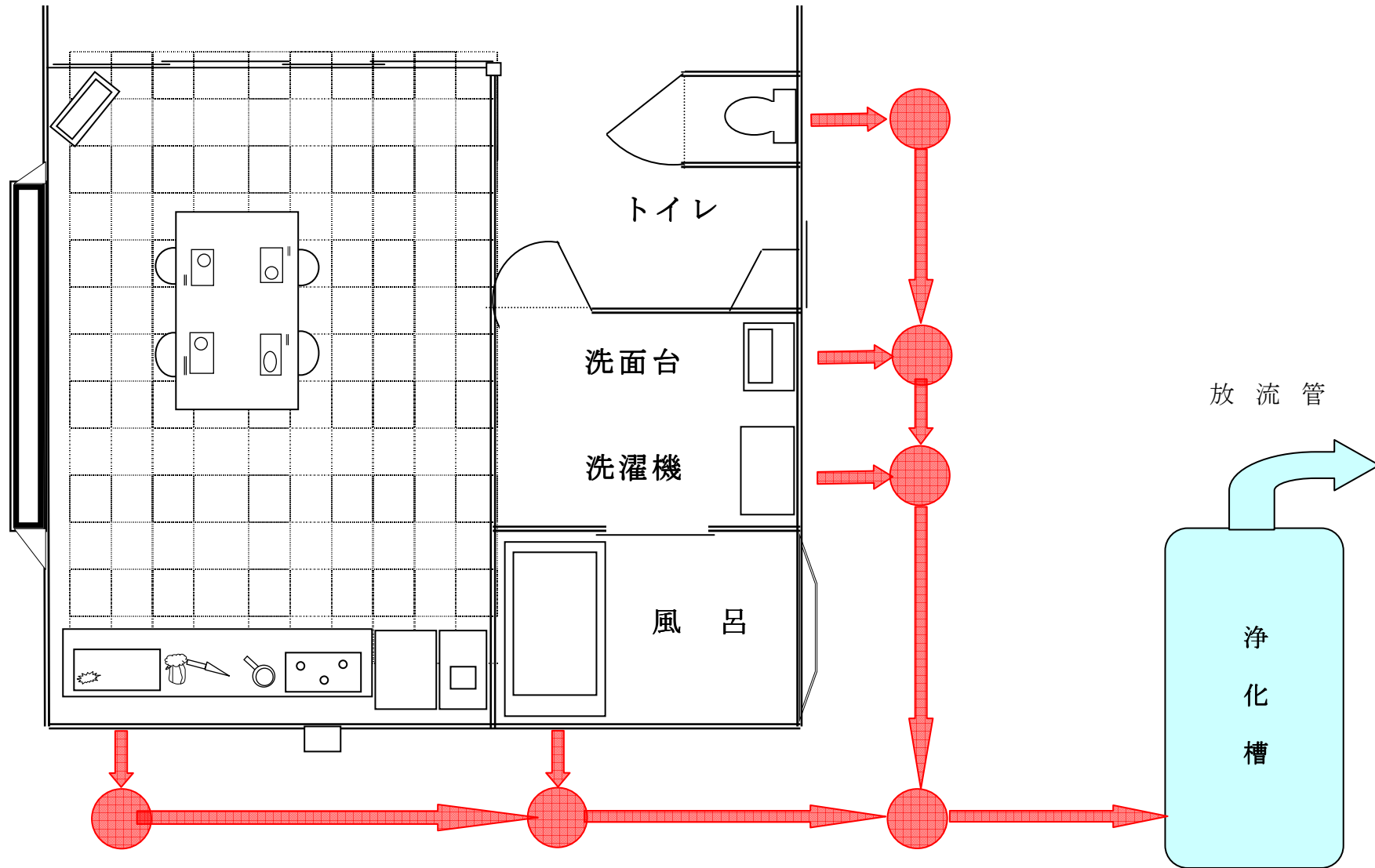
会社名	住所	電話番号
(株)青田建設	東郷宮田78-1	2-1414
(株)吉崎工務店	東郷亀尻5-1	2-1574
(株)渡辺工務店	栄町1188	2-1251
(株)野村水道工業所	栄町180	2-1523
(株)森確設備	栄町 203	2-4507
(株)隠岐ガス	中町名田の三17-1	2-0515
(株)竹田組	中町名田の-7-3	2-0530
(株)金田建設	港町大津の二13-4	2-1421
(有)平井工業	城北町271	2-3273
(有)平木造園土木	下西1038-1	2-5371
(株)ユーザーサービス	西田曾久良319-2	2-0296
(有)オキカン	下西811-6	2-0296
サイトメンテナンス(株)	原田2115	2-4002
(株)隠岐商事	原田422	2-2001
崎前水工	都万4184	6-2013
(有)門脇工務店	都万1773-2	6-2078
(有)田島組	都万2363-1	6-2128
高木電気	都万1656-3	6-2156
(有)山崎建設	津戸136	6-2255
柴木建設(株)	北方314	5-2120
(有)アグリおき	北方1428-2	5-2330
河城水道	苗代田276-1	5-2366
(有)藤田水道設備	南方911-1	5-2300
(有)横地建設	中村414-2	4-0221
(有)花岡組	中村1533	4-0603
いっすい	中村182-2	4-0830
マルヨシ水道	元屋746-2	4-9420

 … 令和2年度特例浄化槽設置届け出業者

(浄化槽市町村整備推進事業フロー図)



(浄化槽市町村整備推進事業参考図)



宅地に接している水路や川、海などへ放流します。

注) 青い部分については町が施工します。赤い部分は所有者の方に施工していただきます。

お問い合わせ先

隠岐の島町役場 上下水道課

TEL 2-8576

FAX 2-4050